

## 「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」開催要綱

### 1. 趣 旨

公営企業は、飲料水・工業用水の提供や下水の処理、公共輸送の確保、医療の提供をはじめ、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。

現在、高度経済成長期以降に急速に整備された社会資本が大量に更新時期を迎えつつあり、人口減少に伴う収入減等も見込まれる等、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

一方で、公営企業法適用や会計基準の見直し、公営企業の抜本的改革、ストックマネジメントの検討をはじめ、公営企業の経営の実情のより一層の把握や経営健全化に係る取組も着実に進められているところである。

こうした状況下で、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、各企業の実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが必要である。

これらのことを踏まえて、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し、関係者の意見を伺いながら公営企業の経営のあり方について検討を行うこととする。

### 2. 名 称

本研究会は、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

### 3. 構 成 員

別紙委員名簿のとおりとする。

### 4. 運 営

- (1) 研究会に、座長1人を置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、研究会を公開しないものとすることができる。その場合には、研究会終了後、必要に応じブリーフィングを行うこととする。
- (5) 研究会終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

## 5. 開催日程

平成25年12月から開催する。

平成26年3月までに報告書を取りまとめることとする。

## 6. 庶務

研究会の庶務は、総務省自治財政局公営企業課が行う。